

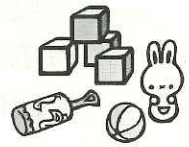
商店街の空き店舗等を活用して、 子育てほっとステーションをやってみませんか！

兵庫県では、商店街の空き店舗等を活用して、親子がくつろげる場所や授乳・おむつ交換などの子育てスペースを設置し、子育て支援事業を実施する「子育てほっとステーション」に対して補助を行います。

募集期間：平成30年4月13日（金）～5月11日（金）

補助対象事業

- (1) 商店街の空き店舗等を改修し、子育てスペースを設置（1年間）
 - ・ 授乳スペース、おむつ交換スペース
 - ・ キッズスペース、プレイングルーム
 - ・ 子供用トイレの改修
 - ・ 調乳用の給湯設備
 - (2) 子育てほっとステーションを活用した子育て支援事業の実施（2年間）
 - ・ 子育て教室や子育て支援講座等の開催
 - ・ 子育て支援に関する啓発事業
 - ・ 子どもの一時預かりや子育て相談等育児サポートに関する事業
 - ・ その他地域の実情に応じた子育て支援事業 等
- ※ (1) 及び (2) のいずれの事業も実施するものが対象となります。
 ※ 補助終了後も継続して「子育てほっとステーション」を開設できることが必要です。



対象者等

<対象者>

県内の商店街・小売市場団体、
特定非営利活動法人等（任意団体を含む）

<設置場所>

商店街・小売市場の空き店舗、
ショッピングセンターの空きスペースなど



補助金額等

<補助率>

- 施設整備費 定額
- 子育て支援事業費 2分の1

<補助金額>

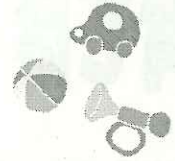
- 施設整備費 100万円限度（初年度のみ）
- 子育て支援事業費 25万円限度（1年目）
25万円限度（2年目）

<補助件数>

数件

対象となる経費

- ① 「子育てほっとステーション」を設置するために必要な経費
 - 内装・設備・施工工事費
 - 備品費（授乳イス、おむつ交換ベッド、フロアマット等）
 - ② 子育てほっとステーションを活用して実施する子育て支援事業に必要な経費
 - イベント開催費（講師等謝金・旅費、印刷費等）
 - 郵送料、保険料 等
- ※ 店舗賃借料、人件費、光熱水費、飲食費等は対象外とします。すでに発生している経費の費用充当はできません。



提出書類

- 子育てほっとステーション設置事業補助金申込書
- 収支予算書（内装・設備・施工工事費については、見積書を添付してください）
- 事業計画書
- 団体概要書・定款または会則の写し・役員名簿（任意様式）
- 子育てほっとステーション運営計画について
- 子育てほっとステーション設置商店街等の付近図及び設置場所の平面図、完成後のレイアウト、
- 土地・建物登記簿謄本（写し）
賃貸借契約書・売買契約書等の権利関係を証する書類（写し）及び
土地建物所有者の同意書

※応募に必要な書類は、県ホームページからダウンロードできます。

提出方法

申込書に基づき、整備内容や事業計画・内容について説明していただきますので、下記の提出先に持参してください。なお、提出書類は返却しません。

〈提出・問い合わせ先〉

兵庫県企画県民部女性青少年局男女家庭課家庭応援班
神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館5階
電話 078-362-3385

*受付時間は、平日の10:00~17:00
(ただし、12:00~13:00を除く)

決定の連絡

- 県において、開設時間・場所、事業の効果・継続性などの観点から事業内容を審査のうえ、補助団体を決定します。
- 決定団体には、改めて兵庫県企画県民部補助金交付要綱に基づく補助金交付申請書を指定の期日までに提出していただきます。
- 子育てほっとステーション設置後は、県のホームページ等で紹介します。